

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、内容が変更または中止になる場合があります。

最新情報は市ホームページで確認または税務課（市民税担当）までお問い合わせください。

／取り外して使える／

別冊

〈特別号〉 申告相談の おしらせ

完全予約制

令和 3 年分確定申告・令和 4 年度分住民税申告

問 本税務課（市民税担当） Tel 23-5584

■申告期間

2 月 16 日（水）～ 3 月 15 日（火）の平日

※ 2 月 20 日（日）は休日相談実施

■申告会場

石岡市役所 1 階（メロディアスホールおよび税務課窓口）

八郷総合支所 1 階（101 ～ 103 会議室）

■全ての申告に必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・（マイナンバーカードがない場合）通知カードまたはマイナンバー付
き住民票 + 写真付き本人確認書類
- ※控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者のマイナンバーも必要です。
- ・利用者識別番号（確定申告の人のみ）←詳しくは次ページに記載

■予約受付期間

新型コロナウイルス感染拡大防止策として、当日受付は行いません。
待合室もありませんので、申告相談を受ける場合には、必ず希望日の **2
日前まで** に予約し、予約した時間にお越しください。定員になり次第、
受付終了となります。申告相談時間は 1 人 20 分程度までです。予約状
況により、ご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

必ず事前 予約を！

インターネット予約

① **2 月申告分**：1 月 25 日（火）～ 2 月 10 日（金）

② **3 月申告分**：2 月 18 日（金）～ 3 月 4 日（金）

午前 8 時 30 分～午後 11 時 59 分（1 月 27 日（金）・2 月 21 日（金）は午後 4 時 59 分まで）

詳しくは右の二次元コードまたは「石岡市 確定申告 WEB 予約」と検索してください。



電話予約（直通：0299-56-2880）

① **2 月申告分**：1 月 28 日（金）～ 2 月 10 日（金）

② **3 月申告分**：2 月 22 日（火）～ 3 月 4 日（金）

午前 9 時～正午・午後 1 時～ 4 時 30 分（土日・祝日を除く）

医療費や扶養控除の追加だけ…など

所得税還付申告のみの人は、先行して申告できます！

申告期間：2 月 8 日（火）～ 10 日（木）

申告会場：石岡市役所税務課窓口・八郷総合支所 103 会議室

予約方法：1 月 28 日（金）～ 2 月 7 日（金）に、電話（56-2880）でご予約ください。

※ 1 日あたりの予約人数には限りがあります（100 人程度）。

※新型コロナウイルス感染拡大防止策として、できる限り郵送や電子申告での自主申告をお願いします。

申告時の署名押印不要



申告書に住所・氏名の記入をするためのペンや押印するための朱肉などの使用を減らすために、確定申告書及び住民税申告書を電子化し、サインレスに変更します。これに伴い、申告時の記入および押印は必要ありません。

医療費控除明細書は必ず記入

医療費控除を申告される際は、医療費控除の明細書を**必ず記入**してください。記入していない状態での申告相談は受け付けません。記入方法がわからない場合などは、事前にお問い合わせください。

医療費控除の明細書は、確定申告書などと同様に様式が指定されています。国税庁ホームページもしくは市ホームページから取得可能です。



◀ 国税庁
ホームページ



◀ 石岡市
ホームページ

自主申告箱は2か所

石岡市役所メロディアスホール・八郷総合支所
103 会議室の2か所のみとなります。

住民税申告書作成は HP で！

ホームページ

市ホームページで市・県民税の申告書が作成できるようになりました。作成し印刷した申告書は、税務課市民税係に郵送などで提出してください。

作成方法：右の二次元コードまたは市ホームページから案内に従って進んでください。



※申告書の作成のみでは、申告した事にはなりません。印刷してご提出ください。

住宅ローン・配当控除は税務署へ

住宅借入金等特別控除（家を建てたときの住宅ローン控除）・株の配当控除に関する申告は市の会場ではお受けできませんので、土浦税務署で申告をするか郵送・電子申告を行ってください。

土浦税務署での申告についての詳細は、左ページ裏面の「土浦税務署からのお願い」をご覧ください。



確定申告時に必要

利用者識別番号

サインレスでの申告に伴い、市の会場で確定申告をする際には、利用者識別番号が必要になります。

昨年12月、市役所で開催したID・パスワード発行会に参加した人やそれ以前に発行したことがある人は、税務署から届いた通知をご持参ください。

また、税務署から「〇〇年分 確定申告のお知らせ」のはがきが届いている場合には、番号が記載されている可能性がありますので、はがきをご持参ください。

利用者識別番号がない人は申告相談時に取得するため、お時間がかかりますのでご了承ください。



公的年金収入のみだけど
去年は医療費がたくさんかった…

私は確定申告が必要？

年金収入、給与収入、事業収入…

収入別に 確認してみましょう

その1

無収入・非課税収入

▶次の人は申告してください。

- ・遺族年金・障害年金のみを受給している人
- ・市外在住者の税金上の扶養に入っている人
- ・国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の加入者（申告することで保険税（料）が軽減される場合があります）

▶次の人は申告の必要はありません。

- ・令和4年1月1日現在、市内在住者の税金上の扶養に入っている人

その2

給与収入

▶次の人は申告してください。

- ・医療費控除などの所得控除の追加がある人
- ・2か所以上から給与をもらった人
- ・事業所得、不動産所得、年金など、給与以外に所得がある人
- ・給与の年間収入が2,000万円を超える人
- ・令和3年中に退職または転職し、年末調整が済んでいない源泉徴収票がある人

▶次の人は申告の必要はありません。

- ・令和3年中の所得が給与のみで、勤務先で年末調整し、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている人
- ※年末調整や、給与支払報告書提出の有無については、お勤めの事業所にご確認ください。

その3

公的年金収入

▶次の人は申告してください。

- ・令和3年中の公的年金収入が400万円を超える人
- ・給与所得や事業所得、不動産所得など公的年金以外の所得がある人
- ・医療費控除などの所得控除の追加がある人
- ・令和3年中の公的年金収入が400万円以下で年金以外の所得がある人

▶次の人は申告の必要はありません。

- ・令和3年中の公的年金収入が400万円以下で年金以外に所得がない人

※所得税が引かれている場合は、申告すれば所得税が還付される場合があります。公的年金の源泉徴収票を確認し不明な点は年金機構にお問い合わせください。

岡土浦年金事務所 TEL 029-825-1170

その4

事業収入

▶次の人は市で申告できます。

- ・白色申告者
- ・作成済みの収支内訳書をお持ちの人

専用ページ作成しました！
申告に必要なものなど
詳しくは市 HP から▶



申告はお早めに！申告用紙は、1月下旬から本庁税務課・支所市民窓口課に備えます。

次の相談は土浦税務署へ

①青色申告 ②土地・建物・株などの譲渡所得（収用以外）③過年度分 ④先物取引 ⑤繰越控除 ⑥自衛隊若年退職者給付金 ⑦住宅関連の特別控除 ⑧雑損控除（台風による住宅被害など）⑨国外居住親族の扶養控除など ⑩仮想通貨 ⑪山林所得 ⑫令和3年中に亡くなられた人の申告 ⑬株の配当控除

土浦税務署からのお願い

▶土浦税務署では令和3年分の所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

申告会場：「さん・あびお」2階（土浦市大畑1611番地）

※申告に関するお問い合わせは「さん・あびお」ではなく土浦税務署へお願いします。また期間中、土浦税務署窓口での申告相談は受け付けません。

申告受付期間

還付申告：2月1日（火）～15日（火）

全ての申告：2月1日（火）～3月15日（火）の平日（2月20日・27日の日曜日は申告相談を実施）

受付時間：午前9時～午後4時（混雑状況により終了時間を早める場合があります）

入場方法：当日配布される「入場整理券」をお持ちください。事前にLINEで取得も可能です。

国税庁LINE
公式アカウント▶



国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からも確定申告書を作成できます。

〒土浦税務署
TEL 029-822-1100



＼時間のない人におすすめ／

e-Tax ですばやく確定申告！

▶税務署から発行されるID・パスワードがあれば、パソコンやスマートフォンからe-Taxで簡単に申告ができます。ID・パスワードは土浦税務署にて10分程度で発行することができます。申請の際は、運転免許証（写しでも可）などの本人確認書類を持参してください。代理でのID・パスワードの発行は出来ませんので、必ず本人が手続きを行ってください。詳しくは、土浦税務署（TEL 029-822-1100）までお問い合わせください。



国税庁 e-Tax キャラクター
イータ君

～障害者控除対象者～

申告用の認定書を交付します

対象者：身体障害者手帳・療育手帳などを持っていない65歳以上で、要介護（要支援）認定を受けている人

※対象者の認定判定は、介護認定資料などを基に行うため、要介護等認定を受けていても該当しない場合があります。

申請方法：対象者の介護保険証と認め印を持参して、高齢福祉課または支所市民窓口課で申請してください。

※申請者と対象者が異なる場合は両方の認め印が必要です。

問本高齢福祉課 TEL 23-7326

※医療費控除の明細書や申告書・収支内訳書などは国税庁ホームページもしくは本庁税務課または支所市民窓口課で取得できます。